



平成 17 年 9 月 1 日

各 位

不動産投信発行者名
日本ビルファンド投資法人
執行役員 阿部 定文
(コード番号 8951)
問合せ先
資産運用会社
日本ビルファンドマネジメント株式会社
投資本部 代表取締役 富樫 烈
(TEL. 03-3281-8810)

(訂正) 平成 17 年 6 月期 (平成 17 年 1 月 1 日 ~ 平成 17 年 6 月 30 日) 決算短信

平成 17 年 8 月 19 日付にて発表いたしました決算短信の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1 . P25 . 5 . 参考情報 (1) 投資状況

当期 (平成 17 年 6 月 30 日現在) 価格 (百万円)

| | 誤 | 正 |
|--------|--------|--------|
| 不動産 小計 | 98,283 | 96,283 |

なお、訂正後の当該ページを添付いたします。

以 上

本資料は、兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

5. 参考情報

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 内容等による区分 | 地域等 | 当 期 (平成 17 年 6 月 30 日現在) | | 前 期 (平成 16 年 12 月 31 日現在) | |
|----------|-----------------------------|----------------------|-----------------------------|----------------------|------------------------------|-------------|
| | | | 価格 (百万円) | 投資比率 (%) | 価格 (百万円) | 投資比率 (%) |
| 不動産 | | 東京都心部 | 52,823 | 11.8 | 53,245 | 12.4 |
| | | 東京周辺都市部 | 24,075 | 5.4 | 21,727 | 5.0 |
| | | 地方都市部 | 19,384 | 4.3 | 12,945 | 3.0 |
| | | 小計 | 96,283 | 21.4 | 87,918 | 20.4 |
| その他の資産 | 不動産等を主な信託 財産とする信託受益 権 | 東京都心部 | 227,384 | 50.6 | 216,579 | 50.3 |
| | | 東京周辺都市部 | 31,955 | 7.1 | 32,337 | 7.5 |
| | | 地方都市部 | 52,186 | 11.6 | 52,751 | 12.3 |
| | | 小計 | 311,526 | 69.3 | 301,667 | 70.1 |
| | 預金・その他の資産 | 41,745 (-) | 9.3 (-) | 40,791 (-) | 9.5 (-) | |
| その他の資産合計 | | 353,272 | 78.6 | 342,459 | 79.6 | |
| 資産総額計 | | 449,556 (407,810) | 100.0 (90.7) | 430,378 (389,586) | 100.0 (90.5) | |

(注)

1. 上記における不動産及び不動産等を主な信託財産とする信託受益権に係る信託不動産は、いずれもテナントに対する賃貸用であり、主たる用途がオフィスである建物及びその敷地です。
2. 投資比率は、投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率です。「価格」として、不動産は規約に規定された評価方法である「貸借対照表計上額」を、その他の資産も同様に「貸借対照表計上額」を採用しております。
3. 上記における不動産及び不動産等を主な信託財産とする信託受益権に係る信託不動産の「貸借対照表計上額」は、土地、建物、構築物、機械装置、工具器具備品、建設仮勘定（期末保有物件にかかるもの）もしくは信託が保有するこれらの資産及び無形固定資産（借地権、地上権、施設利用権など）と長期前払費用の合計の取得価額（取得にかかわる諸費用含む）から減価償却累計額を控除した価額です。不動産及び不動産等を主な信託財産とする信託受益権に係る信託不動産の「貸借対照表計上額」のうち、無形固定資産は 19,846 百万円、長期前払費用は 63 百万円です。（ ）内の数値は、対象資産中に占める実質的な不動産の保有に相当する部分を記載しております。なお、建設仮勘定（期末保有物件の建設仮勘定は除く。）の金額は不動産及び信託不動産の金額に含まれておりません。
4. 上記における「預金・その他の資産」には、信託財産内の預金 30,083 百万円及び差入敷金保証金 306 百万円、建設仮勘定 16 百万円が含まれております。なお、上記における「不動産等を主な信託財産とする信託受益権」には、信託財産内の預金は含まれておりません。
5. 中目黒 GT タワー共有床組合（民法第 667 条に規定する組合）への出資部分（以下「任意組合出資持分」といいます。）（第 7 期 290 百万円 対総資産比率 0.1%、第 8 期 286 百万円 対総資産比率 0.1%）につきましては、不動産（東京都心部）に含めて記載しております。